

# 町田市特定教育・保育施設の設置者、特定地域型保育事業者及び特定乳児等 通園支援事業者に係る業務管理体制確認検査実施要領

## 第1 目的

この要領は、子ども子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第56条第1項の規定に基づき、町田市が特定教育・保育施設の設置者、特定地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者(以下「特定教育・保育提供者」という。)に対して行う業務管理体制の整備に関する検査(以下「検査」という。)についての基本的な事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

## 第2 検査の対象

この要領で定める検査の対象は、法第55条第2項の規定に基づき、市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た特定教育・保育提供者とする。

## 第3 検査の種類

- 1 検査は、「一般検査」と「特別検査」とする。
- 2 一般検査は、届出のあった業務管理体制の整備及び運用状況を確認するために、法第14条第1項の規定に基づき市が実施する実地指導を行う年に、書面の提出にて行うことを基本とする。
- 3 特別検査は、次の各号のいずれかに該当する場合に本部等に立ち入って実施するものとする。
  - (1) 施設又は事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
  - (2) 度重なる指導によっても改善が見られないとき。
  - (3) 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき。

## 第4 検査事項

- 1 一般検査の実施に当たっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「法施行規則」という。)第45条に定める次の各号に

掲げる事項が適切に整備・実施されているかを確認するものとする。

(1) 法令を遵守するための責任者を選任していること。

(2) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること（確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の特定教育・保育提供者に限る。）。

(3) 業務執行の状況の監査を定期的に行っていること（確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の特定教育・保育提供者に限る。）。

2 特別検査の実施に当たっては、第3第3項各号に関する特定教育・保育提供者の組織的関与の有無についても確認するものとする。

## 第5 通知の方法

検査を実施するときは、原則として特定教育・保育提供者に対して、あらかじめ書面で通知する。ただし、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、立入時に速やかに告知することにより、事前通知を行わないことができる。

## 第6 検査結果の通知

市長は、検査の結果、第8第1項に定める行政上の措置には至らない改善を要すると認められた事項については、文書によってその旨の通知を行うものとする。

## 第7 報告書の提出

特定教育・保育提供者に対して、第6の文書で通知した事項について、当該事項の改善の状況等を、期限を付して、文書により報告を求めるものとする。

## 第8 特定教育・保育提供者に対する勧告等

1 市長は、特定教育・保育提供者が法施行規則第45条で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者は、同項の規定により定められた期限内に必要な措置を行い、その旨を文書で市長に報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、同項の規定により定められた期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### 第9 行政処分所管部署への通知

第8第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、行政処分所管部署へ通知する。

#### 第10 関係機関との連携

必要に応じて、関係機関の協力を求めるなど、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

#### 第11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

##### 附 則

この要領は、2017年4月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、2026年4月1日から施行する。